

ご存知でしたか？

シャーは定期検査をしなければなりません！

MFシャー 定期自主検査制度

シャー(金属加工用)
定期自主検査

MFシャー定期自主検査の3つの特徴！

- メーカー独自の高度で充実した検査項目
- 法令遵守に向けてのアドバイス
- 機械危険情報のフォロー

労働安全衛生法第45条第1項ならびに
労働安全衛生規則第135条により
定期自主検査が義務づけられています！

※定期自主検査を受けない場合、
労働安全衛生法違反となり罰則規定があります。

MFシャー定期自主検査
検査済

検査年月 年 月

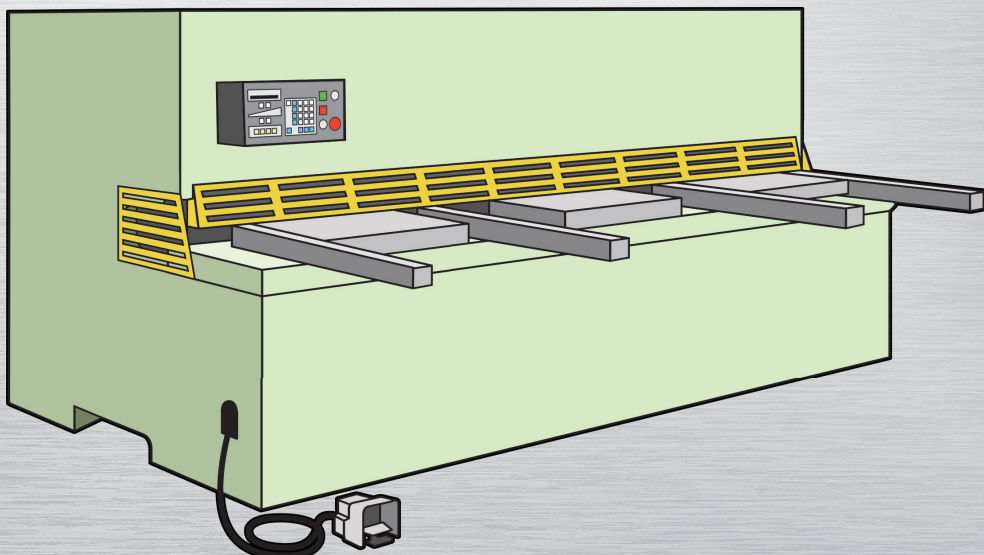
補修：不要・要・済

会社名：

検査員名：

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

労働安全衛生法第45条第1項に基づく
定期自主検査



一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

MFシャー定期自主検査制度〈シャー(金属加工用)定期自主検査〉

■制度運営の概要について

MFシャー定期自主検査制度は、日本鍛圧機械工業会独自の「MFシャー定期自主検査基準チェックリスト」と「MFシャー定期自主検査済標章」で、鍛圧機械製造会員会社のサービス員または指定サービス業者が検査を実施するものです。

■MFシャー定期自主検査実施について

- ① 鍛圧機械製造会員のサービス員および会員の指定するサービス業者のサービス員であり、機械・安全に対する十分な知識を持ち、修理に対応できる作業員です。
- ② さらに日本鍛圧機械工業会の「MFシャー定期自主検査講習」の受講修了者です。

■MFシャー定期自主検査済標章等について

日本鍛圧機械工業会独自の「MFシャー定期自主検査済標章」をMFシャー定期自主検査を実施した機械に貼付します。

■MFシャー定期自主検査推奨出荷標章について

日本鍛圧機械工業会は、シャーのMFシャー定期自主検査受審月が判る標章を作成し、メーカーはシャーの出荷時に第1回目の検査月を明示して機械に貼付します。

■労働安全衛生法抜粋

労働安全衛生法 第四十五条第一項 (定期自主検査)

第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかねばならない。(罰則：五十万円以下の罰金)

労働安全衛生規則第百三十五条

第百三十五条 事業者は、動力により駆動されるシャーについては、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないシャーの当該使用しない期間においては、この限りではない。

(定期自主検査の記録)

第百三十五条の二 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

● MFシャー定期自主検査済標章

● MFシャー定期自主検査推奨出荷標章